

---

記者資料提供（令和3年6月22日）

神戸市健康局地域医療課 須田

TEL：078-322-5246 FAX：078-322-6054（基本方針・中期目標（案）に関すること）

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部企画財務課 金澤・岡本

TEL：078-940-0386 FAX：078-306-2870（西市民病院の運営に関すること）

---

**「新西市民病院整備基本方針（案）」及び  
「地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標の変更（案）」  
に対する意見を募集します。**

---

「西市民病院（市街地西部の中核病院）のあり方検討に係る有識者会議」から提出された報告書の内容を踏まえ、本市において、西市民病院の再整備に関する基本方針を策定します。

また、地方独立行政法人神戸市民病院機構（「以下、法人という。」）においては、神戸市が定める中期目標に基づき法人が中期計画を策定し、計画的に業務を遂行することとなり、この度の基本方針策定にあわせて、第3期中期目標の変更を行います。

つきましては、基本方針の策定及び中期目標の変更について市民の皆様のご意見を募集します。

### 1. 意見募集期間

令和3年6月22日（火）から令和3年7月21日（水）まで

### 2. 閲覧資料

- ・新西市民病院整備基本方針（案）
- ・地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標（案）

### 3. 閲覧場所

募集期間中、次の場所で資料の閲覧ができます。（ご覧いただけるのは、開庁・開院時間内のみとなります。場所によって開庁・開院時間が異なる場合がありますのでご注意ください。）

- ・健康局地域医療課（市役所1号館19階）
- ・市政情報室（市役所1号館18階）
- ・各区役所まちづくり課、北須磨支所、西神中央出張所
- ・神戸市民病院機構法人本部、中央市民病院（2階ご案内カウンター）、西市民病院（1階総合案内横）、西神戸医療センター（2階エスカレーター横）、神戸アイセンター病院（2階病院受付前）
- ・神戸市ホームページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a65055/r3siminbyouin.html>）

#### 4. 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570(住所記入不要)「神戸市健康局地域医療課 意見募集」宛  
(令和3年7月21日(水曜)必着とさせていただきます。)

(2) ファクシミリによる提出

078-322-6054 神戸市健康局地域医療課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

- ・アドレス：[komet@office.city.kobe.lg.jp](mailto:komet@office.city.kobe.lg.jp)
- ・件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

- ・神戸市健康局地域医療課(市役所1号館19階)
- ・平日8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

#### 5. 意見提出に関する注意事項

(1) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。また、神戸市にお住いの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

(2) 提出される書式には、「新西市民病院整備基本方針(案)」もしくは「地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標の変更(案)」に対してのご意見であることを明記してください。

(3) 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和3年8月下旬頃(予定)に掲載いたします。ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

#### 6. 個人情報の取扱いについて

(1) ご提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。

- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いしています。
  - ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること
  - イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること